

			<p>的な必要性がある。</p> <p>このようなことから、現状においては、高齢者講習、認定教育の統合・一本化は困難であるが、今後、包括外部監査での意見を踏まえ、業務の効率化等について、研究・検討を進めていく。</p>
(3) 補助金、負担金	ア 犯罪被害者支援センターへの補助金について(指摘)	<p>長野県犯罪支援センターへの補助金は県警補助金交付要綱により補助率が経費の1/2以内と規定されていたが、実績報告書と突合した結果、55千円多く払いすぎていることが判明した。この超過分55千円については、本来速やかに返金処理等が必要であったと考えられる。</p>	<p>確認の結果、平成18年1月、返金処理を実施した。今後、再発防止に努めていく。</p>
(4) その他の関連団体との取引等	ア 特定の業務を行わせることによる便益の供与関係の見直しについて(意見)	<p>「関連団体への便益供与の関係等の一元管理」決算書によると、県警主管の関連団体等が独占している県警関連の特定の事業が複数あり、かつ、関連団体等に収益をもたらしていることが伺える。県警の中では各主管課がそれぞれ把握しているが、これを網羅的に把握している部署はないとのことである。関連団体等が、業務上でのメリットをどのように享受しているか実態を把握すべきと考えられる。</p>	<p>総括主管課である警務課において一元的に把握し、指導監督基準に基づく指導の対象としていく予定。</p>
		<p>「業者選定の透明性」</p> <p>証紙売りさばき、写真撮影といった業務は、県警主管の関連団体以外の業者でも実施可能な業務と考えられるが、積極的に他の法人等が参入するような方策は採られておらず、事実上関連団体等が独占している。しかし、独占させることについて明確な根拠がなく、本来なら利用者の利便を考えて業者を選定すべきと考えられる。なお、安全協会と警友会は、これらの収益事業を免許センター内で実施しているが、これに必要なスペースは公益目的で賃料は免除されている。収益事業としての位置付けの業務を行う為のスペースまで賃料免除されるのは、通常の民間企業が実施する場合に比べ経済的に優遇されていることになり、合理的でない。これらの事業に利用している面積分については、所定の賃料を賦課することが必要である。</p>	<p>現状として、東北信・中南信運転免許センター内において、県警所管の公益法人である交通安全協会と警友会が写真撮影と証紙売りさばきの業務を行っている。これは、運転免許証申請等に訪れる来訪者の利便を図ると共に、円滑な事務手続きのために行っているものであり、両団体が行う事業の実態からも特段の支障はないものと考えているが、包括外部監査の意見を踏まえ、今後、継続的に検証・検討を行っている。</p> <p>また、「収益事業に係るスペースについては所定の賃料を賦課すべき」との意見については、県の規定により、当該業務が公益性が高いことから免除されているものである。</p>
	イ ゴルフ会員権の評価について(意見)	<p>互助会で保有しているゴルフ会員権は、大幅に時価が下落している。平成18年度から新公益法人会計基準が適用されるのに伴い、金融商品会計基準が導入される。その場合は評価損は損失計上する必要があることから、事前に新基準導入に備えた準備作業を行うことが望まれる。</p>	<p>平成17年9月1日付、17情公第139号、長野県総務部長名、『公益法人会計基準の改正に伴う「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針について」の一部改正について(通知)』の発出を受け、新基準導入に向けて検討を進めている。</p>
	ウ 安全協会の会費徴収業務について(意見)	<p>「安全協会の組織」</p> <p>県警直轄となっている財団法人の安全協会と各地区にある任意団体の地区交通安全協会がある。免許更新事務等の委託契約は県警と安全協会との間で結ばれ、地区安協の間には契約関係がなかったため、各地区安協の職員が直接契約関係のない業務を行っていることは法律上問題であった。このため、平成17年度から免許更新事務等を行う地区安協職員は、安全協会の非常勤職員としての身分も兼ねることになった。改善されているとはいえ、長年、法律上不明瞭な状態が継続していたことには問題がある。他県の状況を見ると、より迅速な対応が必要だったと考えられる。</p>	<p>意見のとおり、他県と同様に迅速な対応が必要であった。</p>
		<p>「地区安協の会費の使途等について」</p> <p>免許の更新事務を行っている全施設で会員の勧誘及び当該会費の徴収等を行っている。窓口で徴収される会費は、任意団体である各地区安協の会費であり、公益法人である安全協会の会費ではない。この安全協会会費については、開示情報の不足及び会費の位置付けの2点において問題があると考えられる。まず、「開示情報の不足」であるが、地区安協は任意団体であり、</p>	<p>交通安全協会は、年間1万数千人にも及ぶ死傷者を出している悲惨な交通事故を撲滅するため、各種ボランティア活動を行う団体であり、警察施設に事務所を置いて、地域の交通安全諸活動を推進している。</p> <p>具体的には、交通安全意識の啓蒙のため、各種チラシの作成配布、高齢者に対する夜光反射材の配布、視聴覚教材等の購入による安全教育、事故多発場所への注意喚起表示、子</p>

		<p>県警の管轄対象外となっている。地区安協全体での会費収入の総額(約3億円)はその用途が広くは開示されておらず、また各地区安協の事業報告や決算の開示根拠、承認権限者等については、任意団体であるため法律的な根拠は曖昧となっている。</p> <p>次に、「会費の位置付け」であるが、本来会費ならば規約や趣旨を説明して勧誘すべきであるが、求められない限り説明されない。実質的には寄附金的なものになっていると考え、免許更新窓口で一律の金額で徴収するのは不合理ということになる。県警は、安全協会に対して次のような対応をとるように指導すべきである。①免許更新時に徴収する会費は、あくまでも任意であることを明示する。②その趣旨を説明するとともに金額を一律としない。③用途については提出者に開示するよう地区安協に対して指導する。さらに、同種のNPO等が県警の受託業務を県警の建物内で実施する場合でも、自らと関係の深い他の団体の会費を徴収する行為をすることは考えにくいことから、公平性の観点から受託業務実施場所で会費徴収をしないよう指導する必要があると思われる。</p>	<p>どもの飛び出し防止のための各戸出入口への表示、交通安全期間中における啓発活動を推進しているほか、各種イベント開催時や祭典等地域の各種行事における交通安全を確保するための活動等を行っているが、これらの活動経費の大部分は、免許更新等で警察施設を訪れ、交通安全協会の活動にご理解を頂いた方々の会費によるものである。</p> <p>本年4月1日からは、全ての窓口において、会費徴収時の任意性を確保するため、①安全協会の加入は任意であること、②会費の用途(安全協会の活動概要)、③会費の額を明記した表示板を掲示して、会費徴収の主旨の明確化を図っている。</p> <p>なお、東北信・中农信2ヶ所の運転免許センターでは、現在、事務取扱窓口と会費徴収窓口を分離する準備を進めている。</p> <p>今後も更に、適正な会費徴収について検討を進めていく。</p>
(5) 請負工事	ア 地域要件について(意見)	<p>請負契約の締結に当たって、全ての契約について地域要件を付している。下水道工事については市町村から業者を指定されるため県内に広げることが困難が予想されるが、その他の工事(空調機設置工事、屋根補修工事等)は地域要件を広げることが望ましい。</p>	<p>競争性を高めるため、入札参加資格要件を満たす者が50者以上になるように地域要件を設定していくこととした。</p>
	イ 交通管制システム工事について(意見)	<p>平成16年11月24日に入札が行われた交通管制システム中央装置整備工事は、中央装置の改修工事であり、当初設置した業者1社のみが入札に応じて高い落札率(97%)で落札した。予定価格算定に当たって落札した会社を含む2社から参考見積りをとって積算しているが、システムを開発した会社でない改修が困難とのことで、実態は随意契約となっている。他の業者も実施可能として競争入札としたのであればできるだけ多くの業者が入札に参加するように働きかけを行うべきである。設置時には落札率が低くても、その後の整備契約は実質的に随意契約になってしまい、当該業者が、予定価格に近似する金額で整備契約を独占することになれば、装置の耐用年数にわたる経済性は達成できない。装置のライフサイクル全体における経済性を勘案する方法を模索するべきである。</p>	<p>交通管制システムは、これまで国庫補助事業として工事請負費による買い取り方式で整備を行っていたが、国は平成17年度から同じく国庫補助事業として賃貸借(リース方式)により整備することとしている。</p> <p>長野県の交通管制センターは、平成20年度に更新時期を迎える機器から、順次、保守点検を含めたメンテナンスリース契約の導入が可能であるか等の見直しを含め検討していく。</p>
(6) 資産管理	ア 耐震性に関する施設の改修について(意見)	<p>警察関係施設は、災害時に救護や連絡の拠点となるため、耐震性がある程度高い必要がある。諏訪警察署、長野中央警察署の耐震診断の結果資料によれば、諏訪警察署については、「大地震(震度6)に構造躯体は崩落、基礎杭は破壊する恐れがある。」とされ、緊急に改修の必要性を指摘されている。長野中央警察署についても、耐震性に疑問があり至急改修すべきである旨の指摘を受けている。災害発生時に警察施設が倒壊してしまえば、住民への災害応急対策に支障がでる。緊急性の高い施設から建て替えや改修を始めるべきである。</p>	<p>耐震強度に大きな問題のある諏訪警察署の建て替えは、平成18年度当初予算で設計等の調査費を要求したが、平成16年度と平成17年度当初予算に続き、三度に渡り見送られている。また、県有施設の耐震診断と耐震改修は県危機管理局等関係部局による「県有施設の耐震化に関する会議」で策定した、「県有施設の耐震化を進めるための方針」に基づき行っているが、長野中央警察署の耐震改修は、平成27年度までの事業の中で予定されている。</p> <p>包括外部監査の意見については、県関係当局(財政改革チーム、危機管理局等)に伝えているところであり、特に、諏訪警察署の早期建て替え予算措置を要請している。</p>
	イ 公費以外で取得された固定資産について(意見)	<p>現地機関の固定資産と公有財産管理簿、備品原簿及び借入物品管理簿と照合を行った結果、いずれの帳簿に記載されていないものが見られた。①(長野駅前交番)共同購入したカラープリンター。業務上必要性のある備品については、公費によって導入されることが望ましい。②個人のパソコンの持ち込み。迅速な情報の授受が必要な県警において、現に進められている地域機関の情報ネットワーク化が早期に進められ、</p>	<p>①交番での利用頻度、必要性を調査し、配置を検討していく。②パソコンの整備については、今後、業務の必要性を考慮して、増設を検討していく。</p> <p>平成18年度においても増設を予定しているが、全国的に発生している警察情報の漏洩を防止する見地から、できるだけ早期に私物パソコン使用の解消を図るとともに、情報ネットワーク化も踏まえて、引き続き予算要求を</p>

		必要な台数のパソコンが公費で導入されることが望ましい。	していく。
(7) 人件費	ア 給与計算の正確性について(指摘)	人事交流で他の公共団体に転出していた職員が再任用される際、特別調整額が誤計算され45,507円過払いされていた事例が見られた。このため、5年間遡って同種の計算誤りがないか調査したところ、平成11年から合計5名に対し175,285円の過払いが判明した。本指摘に基づいて、システムプログラムの変更や過払い分の返納手続きは行われたが、システムテストを十分に行うことにより、今後は給与計算について正確性を期す必要がある。	システムの改修を平成17年11月に実施している。 また、システムテストを行い、結果について検証し、誤りのないことを確認している。
	イ 月額手当での見越し計上について(指摘)	当該手当は、勤務1月につき13日以上の場合、7,100円、1日以上13日未満5,000円と定められている。木曾警察署では諸手当の締め日が毎月23日としているが、その月の1日から23日に警らに従事した日数が13日未満であっても13日以上勤務した場合の警ら手当を支給していた。締めを23日に設定している以上、それまでの勤務日数で計上すべきである。	実績に基づく支給の徹底を図るため、適正な事務処理について定期監査等により指導を行っていく。
	ウ 特殊勤務手当等実績簿の記録について(指摘)	「活動日誌との整合性」 交番及び駐在所勤務の場合、勤務パターンの目安として「勤務基準」が設けられている。一方、特殊勤務手当を申請する場合、「特殊勤務手当等実績簿」に記載が必要である。また、警察官は自らの活動を「活動日誌」に記録している。今回、活動日誌と実績簿とを突合したところ、両者の間に差異が見られた。ちなみに、現在適用されている勤務基準どおり勤務したとしても実績簿に記録されている時間にはならない。給与に係る条例・規則等に従い勤務実態に即して実績簿を記録することが必要である。	実績に基づく支給の徹底を図るため、適正な事務処理について定期監査等により指導を行っていく。
		「死体処理手当の記入」 1体の死体処理に3～5人の臨場者を要し、これらの臨場した人員を所轄警察署では死体発見報告に、本部では検死臨場実績表に記載する。これらの資料から給与事務担当者が、特殊勤務手当実績簿に記載し、本人が確認を行い、所属長が承認印を押す。サンプリングで調査した捜査第一課で「検死臨場実績表」と実績簿を照合したところ、記入誤りがあった。結果的には特殊勤務手当の支給額に誤りはなかったが、今後、支給の適正化を証明する上でも実績簿を正確に記入することが必要である。	記入誤りについては、是正した。適正な事務処理について定期監査等により指導を行っていく。
	エ 枠外昇給の改善について(意見)	給与の検証の対象となった中に、等級号俵表の枠外の扱いとなっている職員が20%超見られた。枠外昇給は規則に従って行われるものではあるが、本来正規の給料表の想定していない昇給人事である。現在の給料が不適切なものであれば、変更をも検討することが必要であり、また職員に対して適切な給料表に沿ったキャリアプランを示すことによりインセンティブを付与することが望まれる。	県人事委員会の勧告による給料の構造改革により、平成18年度からは、枠外昇給制度は廃止された。
	オ 退職時の特別昇給について(意見)	警察官及び一般職双方において、定年退職日及び勲奨退職いずれの場合も退職日に1級の特別昇給が見られた。勲奨退職者に(退職時59歳)については、その半年前に定期昇給が行われていた。国においては、すでに平成16年度から退職時の定期昇給を廃止していることから、県においても速やかにこの制度を廃止する必要がある。	本県においては、退職時における特別昇給制度は、平成17年度から廃止されている。
	カ 諸手当について(意見)	「手当等の締め日」 時間外手当、特殊勤務手当については、「給与制度と実務」によれば、超過勤務手当等については、翌月給料支給日に支給することになっている。しかし、県警全体で毎月の締め日が明確に統一されておらず、2ヶ月以内で「速やか	「原則として特段の理由がない限り、インプット締め切り日の10日以内の日とする。」として、定期監査等により、徹底していく。

		に締める」ようにと指示されている。そのため、課、署単位で対応が不統一になっている。本来は、県警全体で締め日を明確にし、統一することが望ましい。	
		「寒冷地手当」 人事院の勧告を受け、平成16年度から新制度で支給している。しかし、県人事委員会が「意見の申し出に当たって」で述べているように、現時点で寒冷地手当を支給する民間企業は極めて少ないこと、また寒冷地手当に対する県民の意見も厳しいことから、民間の状況を踏まえ、今後も引き続き見直しを検討する必要がある。	国及び県において制度的に支給しているが、取扱いについては、国は人事院、県は人事委員会でそれぞれ支給が適切であるか判断している。 国及び県の支給基準等に沿って見直し検討を行っていく。
	キ 特殊勤務手当の見直しについて(意見)	警察職には、21種類の特殊勤務手当が支給されている。特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮するのが適当でないと認めるものに従事する警察職員に対して支給されるものである。しかし、支給対象となっている業務の中には、警察官の通常業務の行われるものが多い。そのような業務は本来、基本給に織り込まれているはずのものである。本来の意義に照らして、特別な技能等を要する等著しく特殊な勤務に限定するような見直しが必要と思われる。また、民間企業において、手当制度の採用が少ない、早朝勤務手当、夜間特殊業務手当についても見直しが必要と思われる。	現在支給している特殊勤務手当の多くは、地方財政計画に措置されているものである。現在国において各種手当での見直しが図られているが、この動向に注視し国の支給基準等を参考に、適正な支給を行うべく見直しを行っていく。
(8) 職員宿舎	ア 警察宿舎の貸付料減免の範囲の見直しについて(意見)	職員宿舎の貸付料は、県の職員宿舎管理規則第13条に規定されているが、詳細な計算方法は「職員宿舎の貸付料の改定について(通知)」で定められていない。当該通知によると、警察職員宿舎のうち、常時待機を必要とする者の宿舎の貸付料の額は、通常の貸付料の100分の80を乗じた額とされている。一時的に県警職員としての身分を離れる場合を除き、すべて常時待機者として100分の80で減免されていることが判明した。しかし、県警会計職員も常時待機の対象となるならば、一般の県職員が対象にならないことと整合しない。今後、警察職員でも常時待機を必要とするべき者の範囲を再検討すると共に、一般の県職員でも常時待機を必要とするべき者(例：危機管理室所属の職員等)もいると考えられることから、県職員とのバランスを図る等、当該通知の見直しを検討する必要があると考えられる。	警察職員は、災害発生や事件・事故等の突発事案発生時には警察官、一般事務職の区別無く非常招集に応じている。職員の職務・身分により非常招集、非常参集の頻度は相違しているが、警察職員においては、常時待機を要するとの理由で貸付料を一律20%減額している。 包括外部監査での意見については、県当局(職員サポートチーム)に伝え、検討を依頼している。
	イ 最高限度額の撤廃の検討について(意見)	県の職員宿舎の貸付料には最高限度額が定められているが、他県では最高限度額を定めていることは一般的でない。もともと、職員宿舎の貸付料は通常の貸付料に比べ大幅に安く設定されており、更に上限を定める必要性がないと考えられることから、最高限度額の撤廃を検討する必要がある。	県は職員宿舎の貸付料を改定、平成18年4月1日から最高限度額を撤廃した。ただし、一部の職員については、最高限度額を平成18年度から月額3,000円ずつ引き上げ平成21年度までに撤廃する。
	ウ 宿舎を保有することの再検討について(意見)	千葉県では、職員の福利厚生事業の見直しとして、全職員宿舎・寮を対象に今後の廃止計画を策定している。県でも、厳しい財政事情にあることから、職員宿舎自体の必要性を再検討し、常時待機が必要な者への宿舎等を除き廃止・売却等を検討することも必要と考えられる。	県は遊休職員宿舎敷地の売却処分を進めており、警察職員宿舎も老朽・狭隘化のため長期間に渡り空き屋になっている宿舎で今後も利用する見込みのないものは売却処分を行っている。
	エ 貸付料の決定方法の改善について(意見)	職員宿舎の貸付料の具体的な算定方法は、議会の議決を必要とする条例等ではなく、状況に応じ臨機に改訂できる「通知」という形で行われている。しかし、これでは県民と県職員の利益が対立する貸付料の決定が議会承認を経ないで行われ、県の「お手盛り」にみられるリスクがあるため、このような場合の決定方法について再検討が必要と考える。また、当該通知を、常時県民が閲覧可能なホームページへ掲載すべ	包括外部監査での意見については、県当局(職員サポートチーム)に伝え検討を依頼している。

		<p>きと考える。</p>	
<p>(9) その他の歳出科目</p>	<p>オ 職員宿舍の取得に関連して改善を求めるもの(意見)</p>	<p>「契約名称」 県警が取得した職員住宅のうち、現在、債務返済中のものは8件ある。いずれの契約も実態は割賦購入であり、固定資産税、火災保険料、修繕費等は全て県負担であり、代金完済時に無償で県に所有権が移転することになっている。いずれの契約書も「建物賃貸借契約書」となっているが、実態に合わせ、譲渡契約書とすべきである。</p>	<p>今後、新たに割賦購入契約を締結する際は、「建物譲渡契約書」とする。</p>
		<p>「警察共済組合からの借入金利」 警察共済組合とは、職員の年金資金等の運用等を行っている団体である。組合からの県警の借入金利と組合の任意運用分の金利(市場の金利水準)を比較すると、前者の方が後者より高利率であった。組合の任意運用利率で借入できたとした場合、試算によれば、863百万円節約できたと考えられる。当時、県側ではより低金利で資金調達ができなかったか、検討が必要だったと考えられる。また、このように組合から資金調達して宿舍を建設することは一般の職員宿舍等でも行われているが、共済組合側に有利な契約を結ぶことは、結果として職員等の年金運用を税金で有利に運ぶことにもなりかねない。このような、県民と県職員の利害が相反する可能性がある場合は、単に議会で債務負担行為の承認を行うだけでなく、利益相反行為であることを議会で承認する制度の整備を検討すべきと考える。</p>	<p>包括外部監査での意見については、県当局(財政改革チーム)とともに、検討していく。</p>
	<p>ア 公安委員会費について(意見)</p>	<p>「捜査報償費に関する公安委員会の監督について」 平成16年度における監査委員監査結果において、資料の一部にマスキングがあり十分な監査ができなかった旨の記載がある。少なくとも公安委員会は捜査報償費について必要により監察の指示を行う等して、個別に状況を把握して監督することが望ましい。</p> <p>「公安委員の報酬」 公安委員は広範な役割を担っており、また、原則毎週開催される公安委員会に出席するほか、関連諸団体の会合に出席して警察活動への意見徴収に努める等積極的な活動を行っている。しかし、公安委員の報酬は、月額で委員長が258千円、委員が192千円であり、委員3名で年間7,704千円に過ぎない。一方、同じく非常勤である県議会議員の報酬が、議長が832千円、副議長が773.5千円、議員が765千円であり、期末手当を含めると1人当たり平均年額130万円を超える。県は、このような公安委員の貢献に対して、どのような報酬を支払うべきか充分検討する必要がある。</p> <p>「支出される項目」 公安委員会費で支出されている項目のうち、一部、警察活動費や交通指導取締費の補助金や負担金として処理すべきものが含まれていると考えられる。今後、公安委員会費として処理する支出の範囲を整理する必要がある。</p>	<p>報償費(捜査費)については、「会計検査院の行う検査」、「監査委員の行う監査」、「警察庁の行う会計の監査に関する訓令」に基づく監査、「長野県警察の行う会計の監査に関する訓令」に基づく監査等、外部及び内部において、適正な執行について監査が実施されている。これらの実施状況・結果については、その都度、公安委員会に対して報告されており、今後も同様に対応していきたい。</p> <p>現在の当県公安委員の報酬を全国比較すると、委員長が上から10番目、委員が24番目で、全国平均以上にはある。 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正により、知事及び議長等一部特別職の給料月額等の減額を、本年4月1日から実施していることを踏まえるとともに、他の委員との兼ね合いも考慮しながら妥当な額について検討していきたい。</p> <p>平成19年度予算要求に合わせ、補助金等の内容に応じた当該科目(目)へ変更する。また、その他の経費についても、内容を検討し、必要に応じて当該科目(目)へ変更していく。</p>
<p>イ その他の調達において経済性、効率性を求めるもの(意見)</p>	<p>「無線機の購入」 平成16年9月28日に無線機に関連する調達が5件、一般競争入札が行われていた。これらの入札にはいずれも一社しか参加せず、また予定価格と同額で契約されていた。これらの契約については、一般競争入札が行われたものの、他の生産可能な業者も同日行われた別の契約の入札に参加したにも拘わらず、それぞれの入札に一社ずつしか参加していなかった。しかし、今</p>	<p>入札参加業者に確認したところ、全国からの無線機の発注が集中したことから、工場の生産ラインの問題があり、受注しても納期に間に合わない恐れがあったので、参加を見合わせた状況であった。入札参加は1者であったが、これは、財務規則に則り、一般競争入札を実施した結果であり、適正であったと考えている。 なお、今後もより一層競争性を高めるよう</p>	

		<p>回の一者入札についてその理由等を調査していない。このような事態が起こった理由等を調査する必要があると思われる。また、今後は、一般競争入札の際には、複数の業者の参加を促進し競争性を高める必要がある。</p> <p>「警察官制服の購入」 警察官制服の購入単価等について調査したところ、①予定価格策定方法を試行錯誤しているが、結果的に調達単価は昨年実績と同水準となっている。②一般競争入札にはA～Fまでの同じ業者が毎回参加している。こと等が問題と思われる、結果調達単価は硬直的となっている。制服は全国统一であることから、今後は、全国的な価格水準について調査するとともに、新たな入札業者の参加を促進し競争性を高めることが望ましい。</p> <p>「電話専用料の計上科目」 東日本電信電話株式会社に支払っている警察電話専用料は、(款)警察費(項)警察活動費(目)一般運営費(節)役務費に計上されている。しかし、中央署で使用しているリモコン専用料は同じ款・項の中でも、(目)運転免許費として計上されている。これらはいずれも無線の中継局から警察署まで引かれた専用線の使用に係る料金であることから、(目)一般運営費(節)役務費として統一することが望ましい。</p>	<p>努めていく。</p> <p>制服の調達に当たっては、県報及びインターネットにより広く公告し、一般競争入札による入札を行い、適正な契約を行っているが、より一層の競争性を高めるため、県外業者(6者)に入札参加の意向を照会中である。他県の契約状況については、最近における契約状況について調査を行い、今後の入札における予定価格の算定に反映させていく。</p> <p>なお、他県の制服の仕様については、混率、糸の太さ、撥水加工等について、一定の範囲内で各県の実状に合った仕様とすることが認められており、単純には他県の価格を参考とすることはできない状況にある。</p> <p>(目)一般運営費(節)役務費での支出とした。</p>
(10) パーキングチケット収入管理について	ア パーキングチケット収入の網羅性について(意見)	<p>県警では、収入業務の委託先である安全協会が網羅的にパーキングチケット収入を収集しているかどうかの検証を行い適切にその証跡を残すべきであるが、これらが残されていない。また、パーキング・メーターから出力されるレシートも安全協会が保存している。少なくともレシートは収入の網羅性の根拠資料であるから県警保管とすべきである。さらに、平成16年6月に発生した勘定違いを期末に発見・修正しているが、今後は適時にレシート等と会計帳簿を照合することが望まれる。</p>	<p>従来から実績報告に基づく確認・検証を行っていたが、平成18年2月からは、受託収入金計算書とレシート貼付部分にも確認印を押し、本部としての確認事務の証跡を残すように改善しているほか、18年度から事務主管課、会計課の相互で確認するように改善した。</p>
	イ 集金レシートの連番管理について(意見)	<p>メーターから出力される集金レシートの連番が、3月31日の午前0時をもって自動的にゼロに戻ってしまう。しかし、それでは網羅的に集金ができなかったか検証できない為、次回、機械を入れ替える場合、連番が継続するような仕組みにする必要がある。</p>	<p>会計年度による連番管理のために、機器を設定していたものである。平成16年4月1日から集金業務の網羅性を確保するため、年度末の集金時間を改める等改善を図った。</p>
	ウ パーキング・メーターの保守管理等の委託先について(意見)	<p>パーキング・メーターの保守管理業務は、道路交通法で委託先に制約条件が設けられている結果、県でも長年、安全協会に随意契約で委託している。しかし、内閣の規制改革・民間開放推進会議の警察庁へのヒアリング調査によると、基本的に民間に開放する方向で検討しているとのことであり、また、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」においては、当該業務を公益法人に限る合理的根拠はなく、営利企業を含めた法人一般まで拡大すべきであるとされており、平成18年度中に措置することになっている。県警においても、上記のような動向を踏まえ、当該業務の民間開放の準備を進める必要がある。</p>	<p>「規制改革、民間開放の推進に関する第2次答申」に対する国における検討結果を踏まえて対応していく。</p>
(11) 拾得物の管理	ア 拾得物の管理について(指摘)	<p>拾得物が交番に届けられた場合は、連番の付された預かり書を拾得者に交付し、当該拾得物は本署に送られる。本署では、「拾得物一覧簿」に受け入れの記載を行い保管する。落とし主が取りに来ない場合は県の財産になり、処理の終わった拾得物については、拾得物一覧簿上に完結表示がなされる。今回、木曽警察署において、</p>	<p>記載漏れについては、是正させた。規定どおり、事務処理を行うよう徹底方指示した。</p>